

3. 方針の対象

○大阪狭山市立小中学校（10 校）

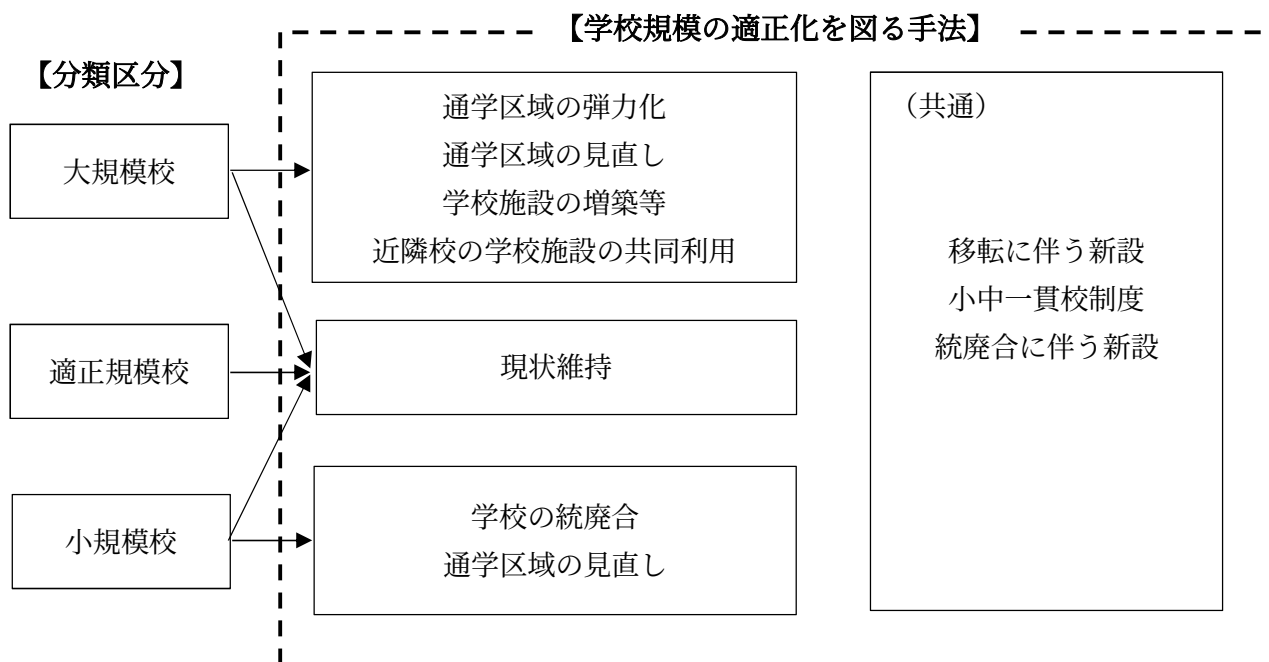
施設名	所在地	建築年月	令和 2 年度普通教室数
東小学校	狭山三丁目 2497 番地の 1	昭和 44 年	25 室
西小学校	今熊一丁目 22 番地	昭和 45 年	12 室
南第一小学校	西山台三丁目 2 番 1 号	昭和 45 年	8 室
南第二小学校	大野台三丁目 23 番 1 号	昭和 49 年	17 室
南第三小学校	西山台六丁目 19 番 7 号	昭和 53 年	9 室
北小学校	池尻北二丁目 20 番 7 号	昭和 52 年	16 室
第七小学校	東茱萸木二丁目 865 番地	平成 2 年	15 室
狭山中学校	狭山四丁目 2272 番地の 2	昭和 36 年	16 室
南中学校	大野台三丁目 2 番 1 号	昭和 47 年	13 室
第三中学校	茱萸木二丁目 397 番地	昭和 56 年	14 室

○大阪狭山市立幼稚園・こども園（4 園）

施設名	所在地	建築年月	令和 2 年度保育室数
東幼稚園	狭山三丁目 2555 番地の 1	昭和 50 年	5 室
半田幼稚園	半田二丁目 269 番地	昭和 53 年	3 室
東野幼稚園	東野中二丁目 22 番地	昭和 57 年	3 室
こども園 (0～3 歳児施設)	西山台六丁目 19 番 5 号	昭和 48 年	3 室
こども園 (4～5 歳児施設)	西山台六丁目 19 番 12 号	昭和 53 年	4 室

7. 方針策定に係る検討内容

◎小中学校



(1)学校の統廃合

学校の統廃合は、対象となる学校が小規模校の場合に、隣接する学校と統合することによって適正規模を確保する方法であり、一般的には統合を検討する学校のどちらかに統合され、一方は廃校となる。学校の統廃合は、児童・生徒、保護者、地域住民及び学校の卒業生等にも影響を及ぼすことから、慎重に検討する必要がある、特に小学校は地域コミュニティの核として、防災、地域交流の場等、様々な機能を有していることから、地域住民等との調整が必要である。

- ・現状の学校規模による教育・学習環境及び学校園運営上の課題の精査
- ・本市の規模や地域性を踏まえた学校の適正規模（学級数等）や適正配置（人口動態、住宅開発状況等）に係る基準の見直し及び検討
- ・統廃合後の跡地利用の検討

(2)通学区域の再編

大規模校化への対応としては、新たに学校を設置する以外にも、学校の状況を丁寧に説明した上で通学区域を変更することにより、学校規模を調整するという方法もある。

・通学区域の弾力化

通学区域の弾力化とは、特定の地域に在住する児童・生徒について、一定の条件のもと指定校以外の隣接する学校への就学を認める制度である。

・通学区域の見直し

通学区域の見直しとは、通学距離や通学経路の安全性などに配慮の上で、隣接する学区との境界を変更することであり、区域を見直す際には、小学校区と中学校区との整合、地域の自治会活動等との整合など、総合的な調整が必要となる。

(3)近隣校の学校施設の共同利用

狭山中学校区の学校では大規模校化が進行しており、各校の普通教室が不足することが懸念されている。また、支援学級の状況により余裕教室の状況も変動することとなる。これらの状況から、隣接する学校施設等の共同利用により教室容量に起因する教育上のデメリットを緩和できる場合には、学校施設の維持管理経費の軽減も含めて検討する必要がある。

- ・プールや体育館など、体育スペースの共同利用
- ・移動の際の安全確保など
- ・共同利用する施設の老朽化対策

(4)既存校舎の増改築等の検討

全ての市立小中学校の校舎は耐震補強を施しており、一部の学校では老朽化に伴う大規模改修を実施している。増改築により教室容量に起因する教育上のデメリットを緩和できる場合には、児童・生徒の教育環境の確保とともに地域コミュニティの活動拠点など学校用途以外の活用を視野に入れながら、総合的・長期的な視点に立ち、学校施設の維持管理経費の軽減も含めて検討する必要がある。

- ・現行法令に適する施設への対応
- ・増築にあたっては、将来的な人口減少を見据えた複合化施設等への転用も想定
- ・財源の負担軽減や効率性を考慮
- ・増改築のための財源確保

(5)学校園の移転

狭山中学校区の児童・生徒数は増加傾向にあり、近い将来には狭山中学校の教室数の確保が困難になる。さらに文部科学省からの35人学級制度の対応等も含めて、東小学校や北小学校では普通教室の確保に努めなければならない状況である。これらの状況から狭山中学校を移転し、跡地の一部を東小学校の教育スペースとして利用することを検討する必要がある。

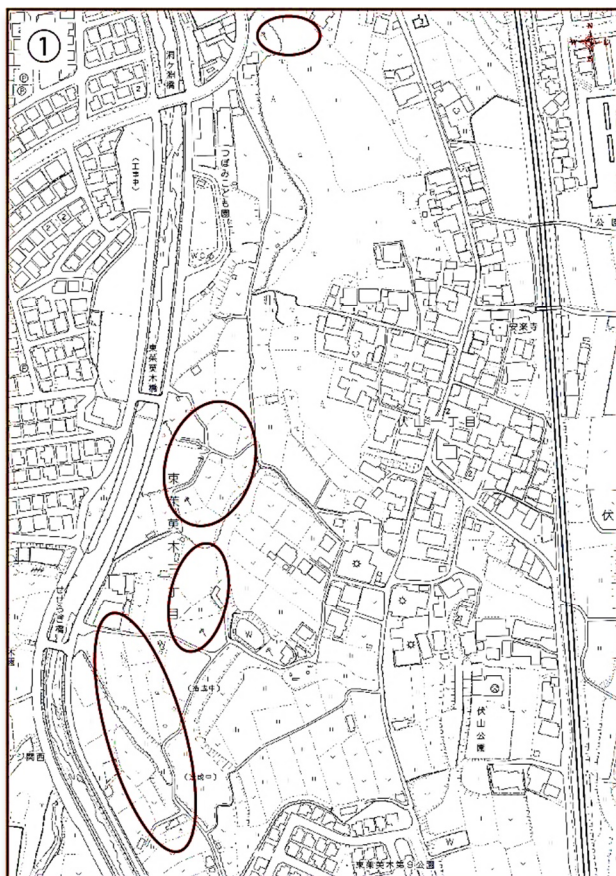
- ・敷地面積、建築の可否、位置、周辺環境、児童・生徒の通学距離などを勘案
- ・園児、児童・生徒及び保護者や学校関係者、地域住民との合意形成
- ・移転のための財源確保（既存校舎の解体費用、移転先の用地代、新築費用など）
- ・跡地利用の検討
- ・財源の負担軽減や効率性を考慮

(6)小中学校が連携した9年制の義務教育の推進

義務教育9年間を見通し、小学校から中学校への連続的な学びを推進するため、小学校5・6年生を対象として、教科別に専門の教員が教える「教科担任制」の導入を検討する。また、大規模校の教室容量に起因する課題を解決するために施設一体型小中一貫校の整備について検討するとともに、小学校から中学校までを一つの学校（運営組織）として柔軟な学校運営やカリキュラムの運用を行う「義務教育学校」の設置についても併せて検討する必要がある。

(7)今後の開発状況

住宅開発は、該当地域の児童・生徒数に大きな影響を与える可能性があるため、関係部局と連携を図りながら情報収集に努め、開発状況について把握しておく必要がある。令和2年度時点では、東茱萸木三丁目地区（第七小学校区、下図①）で100戸程度の宅地造成工事が行われており、令和5年秋頃には完了する予定である。また、金剛二丁目地区（東小学校区、下図②）にあるすりばち池を将来的に売却した場合、50戸程度（想定）の住宅開発が行われる可能性がある。



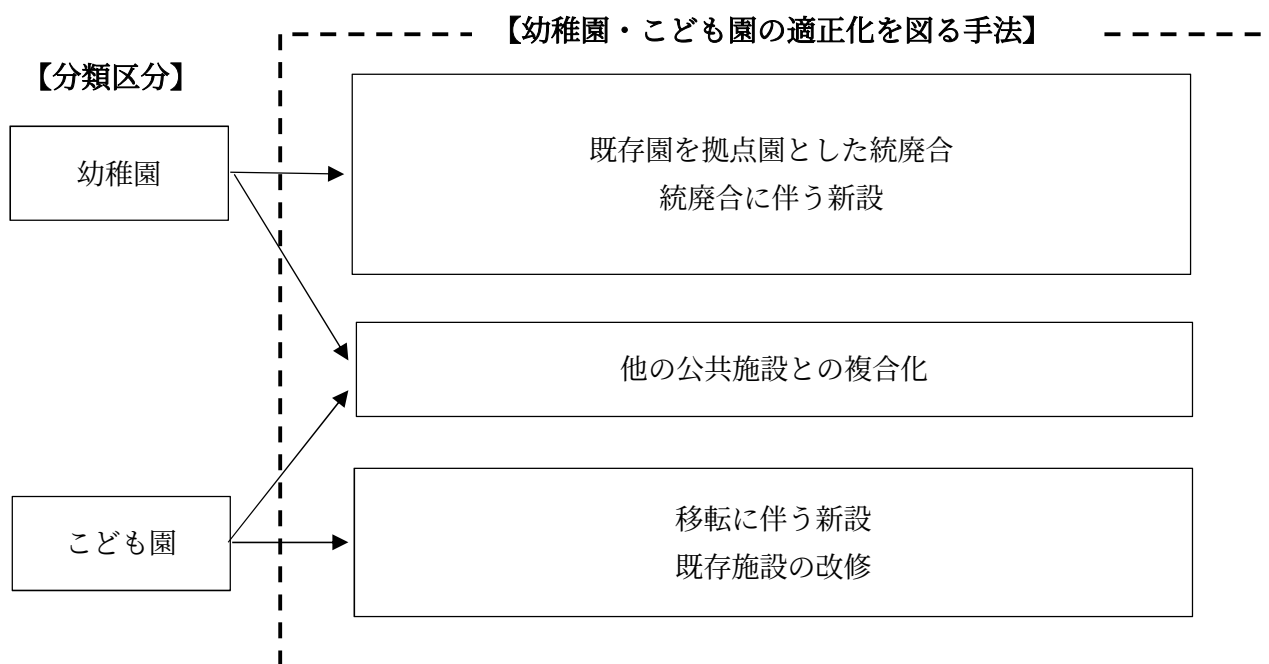
■通学区域（制度）の変更を伴う手法一覧

区分	メリット	デメリット
通学区域の見直し	○対象校の学校規模を調整できる。	○地域を分割・分断する恐れがある。 ○対象地域の児童・生徒の指定校を強制的に変更することになる。 ○通学距離が長くなる児童・生徒が発生する恐れがある。 ○住宅開発の影響等により、数年で同様の課題が発生する恐れがある。 ○小規模校同士又は大規模校同士が隣接しているケースには適さない。 ○地域や保護者との議論を重ねた上で決定された通学区域については、設定時の経緯を十分に考慮する必要がある。
通学区域の弾力化	○対象校の学校規模を調整できる。 ○児童・生徒が学校を選択できる。	○通学距離が長くなる児童・生徒が発生する恐れがある。 ○制度が利用されず、効果が低い恐れがある。 ○地域と学校の関係が希薄になる恐れがある。 ○小規模校同士または大規模校同士が隣接しているケースには適さない。
学校の統廃合	○地域を分断することなく学校規模を調整することができる。	○通学距離が長くなる児童・生徒が発生する恐れがある。 ○廃校となる地域の活力を削ぐ恐れがある。 ○学校が地域交流の中心に位置付けられている点から、十分に地域事情に配慮する必要がある。
小中一貫校	○対象校の学校規模を調整できる。 ○小学校から中学校への円滑な接続と児童・生徒の異学年交流などにより、いじめ・不登校の減少に期待できる。 ○教員同士の連携による教員の資質向上が図られる。	○9年間の系統性に配慮した指導計画の作成、教材の開発が必要である。 ○年間行事予定の調整・共通化が必要となる。 ○教職員間での打ち合わせ時間の確保や小中学校合同の研修時間の確保が必要となる。 ○転校生への対応が必要となる。

■通学区（制度）の変更を伴わない手法一覧

区分	手法	メリット	デメリット
小規模校に対する手法	学校施設と他の施設との複合化による異年齢交流	○児童・生徒と施設利用者との交流により、多様な考え方に接する機会が増える。	○児童・生徒の安全性の確保や施設の管理運営区分について、検討する必要がある。
	学校全体での異学年活動や協働学習の実施	○多様な考え方に接する機会や児童・生徒同士で切磋琢磨する機会が増える。	
	近隣の学校との合同授業・行事の実施	○多様な考え方に接する機会や児童・生徒同士で切磋琢磨する機会が増える。	○対象校の教職員同士の調整や準備が必要となる。 ○安全な移動手段の確保や移動時間による学習時間確保等への影響が課題となる。
	小中連携教育の推進	○多様な考え方に接する機会や児童・生徒同士で切磋琢磨する機会が増える。	○両校の教職員同士の調整や準備が必要となる。 ○安全な移動手段の確保や移動時間による学習時間確保等への影響が課題となる。
	特色あるカリキュラムの導入	○学校規模による課題を緩和する可能性がある。また、特認校制等を併用することで、他の地域からも児童・生徒を集められる可能性がある。	○効果的なカリキュラムの内容を研究する必要がある。
大規模校に対する手法	近隣の他の施設や近隣校の学校施設の共同利用	○学校施設の容量に起因する教育上のデメリットを緩和することができる。	○他の施設利用者との調整、移動時の安全確保等、相当な準備が必要となる。
	学校施設の増改築等	○学校施設の容量に起因する教育上のデメリットを緩和することができる。	○財政的な負担が増える。 ○将来的に少子化が進行することを踏まえて計画を策定する必要がある。

◎幼稚園・こども園



(1)幼稚園の統廃合

市立幼稚園については、適正な規模での教育・保育の機会を提供するとともに、効率的な運営を行うため、現在の3園の再編・統合を検討する。統合に伴い、存続する幼稚園の充実を図るため、定員を180人程度に設定し、1クラス30人学級（3歳児は1クラス20人）とし、市内全域から通園が可能となるよう送迎バスの導入や給食の実施を検討する。

- ・市立幼稚園の規模縮小
- ・既存施設の利用（配膳室の設置等一部改修）
- ・新設（建替え）
- ・廃園後の跡地利用の検討

(2)こども園の移転及び増改築の検討

市立こども園は現在二つの園舎で運営しているが、両施設とも建築後40年以上が経過しており、今後も維持管理に多額の経費が必要となることが見込まれる。また、施設ごとに早朝・延長保育への対応をはじめとする職員配置においても多くの人数が必要となっている。

効率的な運営を行うため、一つの園舎で運営することを前提として、園舎の移転（建替え）や増改築による施設の統合を検討するとともに、定員の見直しや満3歳児保育の実施についても検討する。また、使用しない園舎や用地について、保育施設の用途以外の活用も視野に入れながら、総合的・長期的な視点に立って活用方法を検討する必要がある。

- ・敷地面積、建築の可否、位置、周辺環境、園児の通園距離などを勘案
- ・保護者や学校関係者、地域住民との合意形成
- ・増改築に当たっては、将来的な人口減少を見据えた複合化施設等への転用も想定
- ・財政負担の軽減や効率性を考慮

(3) 他の公共施設等との複合化

学校園は、子どもの学び、成長する場にとどまらず、人が行き交い、つながりが生まれる地域の拠点でもあるため、地域と共に歩む「新たな公共空間」としての環境を整える必要がある。行政財産を有効に活用する観点から、学校の統廃合や他の公共施設の改修計画によっては、幼稚園やこども園、子育て支援センター、社会教育施設と一体的な施設として整備し、より地域に開かれた学校園として管理運営ができるよう、施設の複合化も見据えた検討を行う。

- ・ 現行法令に適する施設への対応
- ・ 既存施設の改修
- ・ PPP（※①）/PFI（※②）事業等の活用や検討

※①…行政と民間が連携し、各種行政サービスに民間の持つノウハウや技術を活用することで、行政サービスの向上、財政資金の効率的使用や行政の業務効率化等を図る考え方や概念。

※②…公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。事業の実施に当たり、効率的な設計・建設・運営について民間事業者に提案競争させ、最も優れた事業者を選定し、すべての業務を一括で発注する制度。公共施設等が利用者から収入を得られるものである場合、より公共の負担が少なくなる可能性がある。

■幼稚園・こども園の適正化を図る手法一覧

区分	手法	メリット	デメリット
幼稚園の適正化を図る手法	既存園を拠点園とした統廃合	○適正な集団規模の確保により複数学級を編制できる。 ○子どもの自主性・協調性などを培う機会の増大、教職員の指導力向上、保護者の人間関係の広がりが期待できる。 ○園舎の一部改修により、安全・快適な教育環境を提供できる。 ○職員の適正配置により保育サービスの提供、安定した園運営が可能となる。	○地域が広大になり、園との関係が希薄になる恐れがある。 ○送迎バスの導入により、保護者が来園し子どもの保育の様子を把握する機会が減少し、園と保護者、保護者同士の交流が薄くなる。
	統廃合に伴う新設	○適正な集団規模の確保により複数学級を編制できる。 ○子どもの自主性・協調性などを培う機会の増大、教職員の指導力向上、保護者の人間関係の広がりが期待できる。 ○安全・快適な教育環境を提供できる。 ○職員の適正配置により保育サービスの提供、安定した園運営が可能となる。	○地域が広大になり、園との関係が希薄になる恐れがある。 ○新園舎用地の確保や建築工事費の財政措置が必要となる。
	他の公共施設との複合化	○子育て支援のほか、地域拠点としての役割を強化できる。 ○維持管理の効率化、経費節減が期待できる。	○各施設の管理部分を明確化しにくい恐れがある。
こども園の適正化を図る手法	移転に伴う新設	○異年齢交流の円滑化が期待できる。 ○職員の適正配置により保育サービスの提供、安定した園運営が可能となる。	○新園舎用地の確保や建築工事費の財政措置が必要となる。
	既存園舎の改修	○園舎の一部改修により、安全・快適な教育環境を提供できる。	○二つの園舎での非効率的な運営が継続する。 ○建築工事費の財政措置が必要となる。
	他の公共施設等との複合化	○子育て支援のほか、地域拠点としての役割を強化できる。 ○維持管理の効率化、経費節減が期待できる。	○各施設の管理部分を明確化しにくい恐れがある。